

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年7月19日(2018.7.19)

【公表番号】特表2017-524417(P2017-524417A)

【公表日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2017-033

【出願番号】特願2016-573843(P2016-573843)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/00 (2006.01)

A 6 1 M 27/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/00 3 0 1 Z

A 6 1 F 13/00 3 0 1 C

A 6 1 F 13/00 3 0 1 M

A 6 1 M 27/00

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月6日(2018.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

陰圧創傷治療のための装置であって、

創傷包帯を備え、前記創傷包帯が、

伝達層の厚さを通して垂直に延在する、複数の水平方向で離隔された貫通穴を備える伝達層と、

吸収剤層の厚さを通して垂直に延在する、複数の水平方向で離隔された貫通穴を備える吸収剤層と、

前記吸収剤層の上に位置付けられ、カバー層の下に陰圧チャンバを形成するように構成された、透明または半透明のカバー層と、

陰圧を前記陰圧チャンバに伝えるように構成されたポートと、
を備え、

前記伝達層の前記貫通穴が前記吸収剤層の前記貫通穴の下に少なくとも部分的に位置付けられることによって、前記創傷包帯が患者に適用されているときに、創傷カバーを通して前記創傷包帯の下にある組織を見ることができることを特徴とする装置。

【請求項2】

前記伝達層の前記複数の水平方向で離隔された貫通穴が、10mm(または約10mm)以下の間隔であり、前記吸収剤層の前記複数の水平方向で離隔された貫通穴が、10mm(または約10mm)以下の間隔である、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記伝達層の前記複数の水平方向で離隔された貫通穴が、前記伝達層の面積にわたって第1のパターンで形成され、前記吸収剤層の前記複数の水平方向で離隔された貫通穴が、前記伝達層の面積にわたって第2のパターンで形成される、請求項1または2に記載の装置。

【請求項4】

前記吸収剤層の厚さを通して垂直に延在する前記貫通穴が、前記伝達層の厚さを通して

垂直に延在する貫通穴よりも寸法が大きい、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 5】

前記伝達層および / または前記吸収剤層の前記貫通穴のいくつかまたはすべてが六角形状である、請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 6】

前記伝達層および / または前記吸収剤層の前記貫通穴のいくつかまたはすべてが菱形形状である、請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 7】

前記伝達層の前記貫通穴が 5 mm 以下、或いは、1 mm 以下の直径を有する、請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 8】

前記伝達層の下に位置付けられた組織接触層をさらに備える、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 9】

前記カバー層がその周囲の周りで前記組織接触層に対してシールするように構成される、請求項 8 に記載の装置。

【請求項 10】

前記吸収剤層が、複数の超吸収性粒子を含む不織布材料を含む、請求項 1 から 9 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 11】

前記創傷包帯から運ばれた流体を貯蔵するための流体回収キャニスタをさらに備える、請求項 1 から 10 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 12】

創傷浸出物を前記カバー層の下で保定するため、前記ポート内または前記ポートの下にフィルタをさらに備える、請求項 1 から 11 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 13】

前記ポートが前記カバー層の穴の上に取り付けられる、請求項 1 から 12 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 14】

前記貫通穴の少なくともいくつかの中に位置付けられるプラグ材料をさらに含む、請求項 1 から 13 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 15】

前記貫通穴が、限定された直径を有することによって、前記組織に対する吸引水疱を防ぐかまたは最小限に抑えるように構成され、

前記限定された直径が約 10 mm 以下である、請求項 1 から 14 のいずれか一項に記載の装置。